

令和 3 年

上尾市議会 3 月定例会議案
(その 2)

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 37 号	上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について……………	50
議案第 38 号	上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	86
議案第 39 号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	88
議案第 40 号	上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	89
議案第 41 号	上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	91
議案第 42 号	第 6 次上尾市総合計画基本構想を定めることについて……………	99
議案第 43 号	市道路線の認定について……………	100
議案第 44 号	市道路線の廃止について……………	109
議案第 45 号	市道路線の認定について……………	112
議案第 46 号	公平委員会委員の選任について……………	114
議案第 47 号	教育委員会委員の任命について……………	115
議案第 48 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	116
議案第 49 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	117
議案第 50 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	118
議案第 51 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	119
議案第 52 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	120

議案第 37 号

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正)

第 1 条 上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例（平成 24 年上尾市条例第 33 号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中「 第 4 節 運営に関する基準（第 196 条—第 202 条）」を
「 第 4 節 運営に関する基準（第 196 条—第 202 条）
第 10 章 雑則（第 203 条）」に改める。

第 3 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止
等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修
を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供す
るに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情
報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければな
らない。

第 6 条第 4 項ただし書中「同一敷地内の」を「同一敷地内にある」に改
め、同条第 5 項第 1 号中「をいう。」の次に「第 47 条第 4 項第 1 号及び」
を加え、同項第 2 号中「をいう」の次に「。第 47 条第 4 項第 2 号におい
て同じ」を加え、同項第 3 号中「をいう」の次に「。第 47 条第 4 項第 3
号において同じ」を加え、同項第 4 号中「をいう」の次に「。第 47 条第
4 項第 4 号において同じ」を加え、同項第 5 号中「をいう。」の次に「第

4 7 条第 4 項第 5 号、」を加え、同項第 6 号中「をいう。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 6 号、」を加え、同項第 7 号中「をいう。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 7 号、」を加え、同項第 8 号中「をいう。」の次に「第 4 7 条第 4 項第 8 号及び」を加え、同条第 6 項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第 7 項中「前項」を「前項本文」に改める。

第 2 6 条第 2 項中「介護支援専門員」の次に「（法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）」を加える。

第 3 1 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 3 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 3 2 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 3 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 3 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 3 9 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、介護・医療連携推進会議の会議は、利用者若しくはその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加しない場合又は利用者等が参加する場合であってテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第 4 0 条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

- 第 4 0 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなら

ない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議を定期的を開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内にある次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を「同一敷地内にある」に改める。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数

の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に、「第33条第1項及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議の会議は、利用者若しくはその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加しない場合又は利用者等が参加する場合であってテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の22中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38

条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の36中「次に」を「、次に」に改め、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の38第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第59条の40中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、次の各号に掲げるいずれかの職務に従事することができるものとする。

- (1) 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務（当該職務に従事した場合において、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合にあつては、当該職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務）

(2) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定認知症対応型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第1項ただし書中「同一敷地内の」を「同一敷地内にある」に改め、同条第2項中「第192条第1項」を「第192条第1項本文」に改め、同条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議の会議は、利用者若しくはその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加しない場合又は利用者等が参加する場合であってテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号

中」を加え、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16条第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（次条第2項及び第121条において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、厚労省告示第5号に掲げる研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合

は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第117条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1

号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第157条第6項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第158条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議の会議は、入所者若しくはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加しない場合又は入所者等が参加する場合であってテレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^{くう}口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項中「の各号」を削り、同項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第171条第2項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第175条第1項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の

2 第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある

のは「従業者」と」を削る。

第191条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁气的

方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

(上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年上尾市条例第34号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第90条)」を「第5節 介護予防のための効果的な支援(第87条―第90条)」を第5章 雑則(第91条)の方法に関する基準(第87条―第90条)に改める。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、次の各号に掲げるいずれかの職務に従事することができるものとする。

(1) 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務

(当該職務に従事した場合において、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合にあつては、当該職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務)

(2) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画

の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議を定期的開催するとともに、

その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議の会議は、利用者若しくはその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加しない場合又は利用者等が参加する場合であってテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「もの（以下）」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「（平成10年政令第412号）」を削り、「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議の会議は、利用者若しくはその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加しない場合又は利用者等が参加する場合であってテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条（第4項を除く。）から」を削り、「第39条まで」の次に「（第37条第4項を除く。）」を加え、「規程」と、「」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介

護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、厚労省告示第9号に掲げる研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防

サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年上尾市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」
「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」
を 第7章 雑則（第36条） に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 33 条第 9 号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議の会議は、利用者若しくはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加しない場合又は利用者等が参加する場合であってテレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

本則に次の 1 章を加える。

第 7 章 雑則

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 10 条（第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 33 条第 26 号（第 35 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年上尾市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」を「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条) 第6章 雑則(第34条)」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「同じ。）」の次に「の会議（利用者若しくはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加しない場合又は利用者等が参加する場合であってテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）の活用について当該利用者等の同意を得られたときにおけるテレビ電話装置等を活用して行う会議を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第16号中「サービス担当者会議」の次に「の会議」を加え、同条中第30号を第31号とし、第26号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第25号中「サービス担当者会議」の次に「の会議」を加え、同号を同条第26号とし、同条中第24号を第25号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合等が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の会議をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の会議を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて

いる又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条中上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条の改正規定（同条中第30号を第31号とし、第26号から第29号までを1号ずつ繰り下げる部分及び同条第25号を同条第26号とし、同条中第24号を第25号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に1号を加える部分に限る。） 令和3年10月1日

(2) 第1条中上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第31条、第55条、第59条の12、第59条の36、第73条、第100条、第122条、第145条、第168条及び第186条の改正規定、第2条中上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第27条、第57条及び第80条の改正規定、第3条中上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第20条の改正規定並びに第4条中上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第21条の改正規定 令和6年4月1日

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、

第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の22において準用する場合を含む。）、第59条の36、第73条、第100条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条、新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、

第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新地域密着型サービス基準条例第32条の2第1項	講じなければ	講ずるよう努めなければ
新地域密着型サービス基準条例第32条の2第2項	実施しなければ	実施するよう努めなければ
新地域密着型サービス基準条例第32条の2第3項	行うものとする	行うよう努めるものとする
新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2第1項	講じなければ	講ずるよう努めなければ
新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2第2項	実施しなければ	実施するよう努めなければ
新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2第3項	行うものとする	行うよう努めるものとする
新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第1項	講じなければ	講ずるよう努めなければ
新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第2項	実施しなければ	実施するよう努めなければ
新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第3項	行うものとする	行うよう努めるものとする
新指定居宅介護支援等基準条例第22	講じなければ	講ずるよう努

条の 2 第 1 項		めなければ
新指定居宅介護支援等基準条例第 2 2 条の 2 第 2 項	実施しなければ	実施するよう努めなければ
新指定居宅介護支援等基準条例第 2 2 条の 2 第 3 項	行うものとする	行うよう努めるものとする

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 3 3 条第 3 項（新地域密着型サービス基準条例第 5 9 条において準用する場合を含む。）及び第 5 9 条の 1 6 第 2 項（新地域密着型サービス基準条例第 5 9 条の 2 2、第 5 9 条の 4 0、第 8 0 条、第 1 0 8 条、第 1 2 8 条、第 1 4 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第 3 1 条第 2 項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第 2 3 条の 2（新指定介護予防支援等基準条例第 3 5 条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第 2 4 条の 2（新指定居宅介護支援等基準条例第 3 3 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、新地域密着型サービス基準条例第 5 9 条の 1 3 第 3 項（新地域密着型サービス基準条例第 5 9 条の 2 2、第 5 9 条の 4 0、第 8 0 条、第 1 0 8 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。）、第 1 2 3 条第 3 項、第 1 4 6 条第 4 項、第 1 6 9 条第 3 項及び第 1 8 7 条第 4 項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第 2 8 条第 3 項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 5 条において準用する場合を含む。）及び第 8 1 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この条例の施行の日以後、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（新地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ) b の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3

号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 1 1 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設(新地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の介護サービスに係る基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 38 号

上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 16 年上尾市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、墓地の区域の一部又は全部を土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令の規定に基づいて収用された場合その他墓地の区域を変更することにつき市長がやむを得ない事情があると認める場合において、変更後の墓地の区域を墓地として使用することについて、変更許可を受けようとする者が当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める者全員の同意を得たときは、適用しない。

- (1) 別表 2 の項第 1 号 変更後の墓地の区域から 20 メートル未満の区域内にある河川その他の水路又は湖沼の管理者
- (2) 別表 2 の項第 2 号 変更後の墓地の区域から 50 メートル未満の区域内にある土地又は建物の所有者

別表 2 の項第 1 号中「河川」の次に「その他の水路」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年上尾市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第 3 項中「施行日」を「上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年上尾市条例第 号）の施行の日」に、「新条例第 8 条第 2 項」を「上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項」に、「新条例別表」を「条例別表」に改め、附則に次の 1 項を加える。

4 前項の規定を適用する場合における条例第 8 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成 22 年上尾市条例第 14 号）附則第 3 項」とする。

提案理由

墓地の区域の変更を伴う墓地等の経営の変更許可に係る審査の基準を緩和したいので、この案を提出する。

議案第 39 号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例

上尾市都市公園条例（昭和 48 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条の 5 中「第 2 条第 13 号」を「第 2 条第 15 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第40号

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年2月19日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する
条例

上尾市が管理する市道の構造等の基準を定める条例（平成25年上尾市条
例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1第30項中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加
え、同表第41項を同表第42項とし、同表第40項の次に次の1項を加え
る。

4.1 歩行者利便増進道路

- (1) 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩
行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路
には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- (2) 前号に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な
設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場
所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるとき
は、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作
物、物件又は施設を設けるものとする。
- (3) 歩行者利便増進道路（新設特定道路を除く。）は、別表第3に定める
基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、本市が管理する市道の構造の技術的基準に関し、交通安全施設として自動運行補助施設を加えるとともに、歩行者利便増進道路の設置基準を新たに定めたいので、この案を提出する。

議案第 4 1 号

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 年上尾市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「同項の規定による建築物」を「前項の規定による建築物」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

上尾富士見団地地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された上尾富士見団地地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
地頭方地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された地頭方地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域

別表第 2 に次のように加える。

2.7 上尾富士見団地地区整備計画区域

計画地区	1 建築物の用途の制限	2 建築物の容積率の最高度	3 建築物の遮蔽率の最高度	4 建築物の敷地の最低面積	5 壁面の位置の制限	6 建築物の最高及び各部分の高さ
<p>A 地区 (上尾富士見団地地区の計画図に表す A 地区をいう。)</p>				<p>100㎡</p>	<p>建築物の外壁等の面から南東側道路境界線までの距離は、2m以上でなければならぬ。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 (1) 住宅に附属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの (2) 住宅に附属する車庫又は駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内のもの (3) 出窓で、床面からの高さが30cm以上で、かつ、奥行45cm以下のもの</p>	<p>建築物の最高の高さは、8m以下とする。建築物の各部分の高さは、南東側道路境界線からの水平距離が4.5mの範囲においては、4.5m以下とする。</p>

<p>B 地区 (上尾富 士見団地 地区地区 計画の計 画図に表 示する B 地区をい う。)</p>				<p>同上</p>	<p>線までの距離が 2 m に満 たない部分の長さの合計 が 4 m 以下のもの</p> <p>建築物の外壁等の面から 南東側道路境界線までの距 離は、3 m 以上でなければ ならない。ただし、次に掲 げられるものは、この限りでな い。</p> <p>(1) 住宅に附属する物置そ の他にこれに類する建築物 で、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、床面積の 合計が 5 m²以内のもの</p> <p>(2) 住宅に附属する車庫又 は駐輪場の用途に供する 建築物で、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、 床面積の合計が 30 m²以 内のもの</p> <p>(3) 出窓で、床面からの高 さが 30 cm 以上で、か つ、奥行 45 cm 以下の もので、南東側道路境界 線までの距離が 3 m に満 たない部分の長さの合計 が 4 m 以下のもの</p>	<p>建築物の高 さの最高は、8 m 以 下とする。</p> <p>建築物の高 各部分の高 さは、南東 側道路境界 線からの水 平距離が 5.5 m の 範囲におい ては、4.5 m 以下と する。</p>
---	--	--	--	-----------	--	---

2.8 地頭方地区地区整備計画区域

計画地区	1 建築物の用途の制限	2 建築物の容積率の最高度	3 建築物の遮蔽率の最高度	4 建築物の敷地の最低積度	5 壁面の位置の制限	6 建築物の最高部分の及び高さ
A 地区 (地頭方地区地区の計画図に表す A 地区をいう。)	<p>建築物の用途の制限</p> <p>(1) サービス業を営む店舗（葬祭場及びペット火葬場その他これらに類するものに限る。）</p> <p>(2) 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。）</p> <p>(3) 工場（エンバミング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）その他これに類するものに限る。）</p>			120㎡	<p>建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、50cm以上でなければならぬ。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅に附属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>(2) 住宅に附属する車庫又は駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内のもの</p> <p>(3) 出窓で、床面からの高さが30cm以上で、かつ、奥行45cm以下のもので、敷地境界線まで</p>	

B 地区 (地区頭方 地区地区 計画の計 画図に表 示する B 地区をい う。)	<p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) 事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000㎡を超えるもの</p> <p>(3) ボート場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバテイング練習場</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) 法別表第 2 (へ) 項第 3 号に掲げる建</p>		100㎡	同上	<p>の距離が 50cm に満たない部分の長さの合計が 4m 以下のもの</p> <p>(4) 敷地面積 100㎡未滿の敷地にあつては、隣地境界線までの距離</p>	建築物の最高の高さは、12m 以下とする。
---	--	--	------	----	--	-----------------------

建築物

- (7) マーじゃん屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券売場所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (8) キヤバレー、料理店その他これらに類するもの
- (9) 工場又は倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
- (10) 法別表第2(と)項第3号又は(ぬ)項第3号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの
- (11) 法別表第2(と)項第4号又は(ぬ)項第4号に掲げる建築物
- (12) サービス業を営む店舗(葬祭場及びペット火葬場その他

<p>これらに類するものに限る。)</p> <p>(13) 倉庫（遺体を保管する施設その他これに類するものに限る。)</p> <p>(14) 工場（エンバッキング施設（薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）その他これに類するものに限る。)</p>		
---	--	--

附 則

この条例は、上尾富士見団地地区地区計画及び地頭方地区地区計画を定めるため上尾都市計画地区計画を変更する都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示があった日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

上尾都市計画地区計画を変更することに伴い、建築物の用途等について制限することのできる地区計画の区域を追加したいので、この案を提出する。

議案第 4 2 号

第 6 次上尾市総合計画基本構想を定めることについて

第 6 次上尾市総合計画基本構想を別冊のとおり定めることについて、議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

第 6 次上尾市総合計画基本構想を定めたいので、上尾市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

議案第43号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和3年2月19日提出

上尾市長 畠山 稔

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1015号線	上尾市壺丁目北24番地先	上尾市谷津二丁目65番地先	
1069号線	上尾市大字小敷谷字原通818番地先	上尾市大字小敷谷字原通815番地先	
1070号線	上尾市壺丁目北7番地先	上尾市壺丁目北2番地先	
1071号線	上尾市大字小敷谷字木戸17番地先	上尾市向山五丁目17番地先	
21778号線	上尾市壺丁目西11番地先	上尾市壺丁目西12番地先	
21779号線	上尾市壺丁目西11番地先	上尾市壺丁目西10番地先	
21780号線	上尾市壺丁目西10番地先	上尾市大字小敷谷字原通811番地先	
21781号線	上尾市大字小敷谷字原通804番地先	上尾市大字小敷谷字原通810番地先	
21782号線	上尾市大字小敷谷字原通808番地先	上尾市大字小敷谷字原通806番地先	
21783号線	上尾市壺丁目西9番地先	上尾市壺丁目西13番地先	
21784号線	上尾市壺丁目西8番地先	上尾市壺丁目西9番地先	
21785号線	上尾市壺丁目西8番地先	上尾市壺丁目西13番地先	
21786号線	上尾市壺丁目西6番地先	上尾市壺丁目西13番地先	
21787号線	上尾市壺丁目西7番地先	上尾市壺丁目西6番地先	
21788号線	上尾市壺丁目西14番地先	上尾市壺丁目西13番地先	

21789号線	上尾市耆丁目西7番地先	上尾市耆丁目西2番地先	
21790号線	上尾市耆丁目西3番地先	上尾市耆丁目西5番地先	
21791号線	上尾市耆丁目西1番地先	上尾市耆丁目西3番地先	
21792号線	上尾市耆丁目西1番地先	上尾市耆丁目西2番地先	
21793号線	上尾市大字小敷谷字原通797番地先	上尾市大字小敷谷字木戸76番地先	
21794号線	上尾市耆丁目西18番地先	上尾市大字小敷谷字木戸75番地先	
21795号線	上尾市大字小敷谷字木戸75番地先	上尾市大字小敷谷字木戸48番地先	
21796号線	上尾市耆丁目西15番地先	上尾市耆丁目西16番地先	
21797号線	上尾市耆丁目西17番地先	上尾市耆丁目西18番地先	
21798号線	上尾市耆丁目南170番地先	上尾市耆丁目南8番地先	
21799号線	上尾市耆丁目南6番地先	上尾市耆丁目南5番地先	
21800号線	上尾市耆丁目南22番地先	上尾市耆丁目南10番地先	
21801号線	上尾市耆丁目南23番地先	上尾市耆丁目南22番地先	
21802号線	上尾市大字小敷谷字木戸46番地先	上尾市大字小敷谷字木戸16番地先	
21803号線	上尾市大字小敷谷字木戸17番地先	上尾市大字小敷谷字木戸46番地先	
21804号線	上尾市大字小敷谷字木戸15番地先	上尾市大字小敷谷字木戸16番地先	
21805号線	上尾市耆丁目南23番地先	上尾市大字小敷谷字木戸15番地先	
21806号線	上尾市大字小敷谷字木戸1番地先	上尾市耆丁目南25番地先	

21807号線	上尾市耆丁目南24番地先	上尾市耆丁目南19番地先	
21808号線	上尾市耆丁目南22番地先	上尾市耆丁目南19番地先	
21809号線	上尾市耆丁目南20番地先	上尾市耆丁目南22番地先	
21810号線	上尾市耆丁目南5番地先	上尾市耆丁目南39番地先	
21811号線	上尾市耆丁目南5番地先	上尾市耆丁目南2番地先	
21812号線	上尾市耆丁目南9番地先	上尾市耆丁目南10番地先	
21813号線	上尾市耆丁目南10番地先	上尾市耆丁目南12番地先	
21814号線	上尾市耆丁目南11番地先	上尾市耆丁目南12番地先	
21815号線	上尾市耆丁目南12番地先	上尾市耆丁目南18番地先	
21816号線	上尾市耆丁目南17番地先	上尾市耆丁目南18番地先	
21817号線	上尾市耆丁目南24番地先	上尾市耆丁目南28番地先	
21818号線	上尾市耆丁目南27番地先	上尾市耆丁目南27番地先	
21819号線	上尾市耆丁目南28番地先	上尾市耆丁目南30番地先	
21820号線	上尾市耆丁目南29番地先	上尾市耆丁目南30番地先	
21821号線	上尾市耆丁目南30番地先	上尾市耆丁目南31番地先	
21822号線	上尾市耆丁目南32番地先	上尾市耆丁目南31番地先	
21823号線	上尾市耆丁目南15番地先	上尾市耆丁目南29番地先	
21824号線	上尾市耆丁目南2番地先	上尾市耆丁目南3番地先	

21825号線	上尾市壺丁目南13番地先	上尾市壺丁目南15番地先	
21826号線	上尾市壺丁目南15番地先	上尾市壺丁目南14番地先	
21827号線	上尾市壺丁目南1番地先	上尾市壺丁目南3番地先	
21828号線	上尾市壺丁目北24番地先	上尾市壺丁目北10番地先	
21829号線	上尾市壺丁目北14番地先	上尾市壺丁目北7番地先	
21830号線	上尾市壺丁目北23番地先	上尾市壺丁目北24番地先	
21831号線	上尾市壺丁目北22番地先	上尾市壺丁目北23番地先	
21832号線	上尾市壺丁目北21番地先	上尾市壺丁目北22番地先	
21833号線	上尾市壺丁目北7番地先	上尾市壺丁目北17番地先	
21834号線	上尾市壺丁目北20番地先	上尾市壺丁目北21番地先	
21835号線	上尾市壺丁目北19番地先	上尾市壺丁目北18番地先	
21836号線	上尾市壺丁目北10番地先	上尾市壺丁目北18番地先	
21837号線	上尾市壺丁目北10番地先	上尾市壺丁目北101番地先	
21838号線	上尾市壺丁目北8番地先	上尾市壺丁目北9番地先	
21839号線	上尾市壺丁目北5番地先	上尾市壺丁目北6番地先	
21840号線	上尾市壺丁目北4番地先	上尾市壺丁目北5番地先	
21841号線	上尾市壺丁目北3番地先	上尾市壺丁目北5番地先	
21842号線	上尾市壺丁目北2番地先	上尾市今泉四丁目118番地先	

21843号線	上尾市壺丁目北9番地先	上尾市壺丁目北10番地先	
21844号線	上尾市向山五丁目16番地先	上尾市今泉四丁目4番地先	
21845号線	上尾市壺丁目北1番地先	上尾市壺丁目北105番地先	
21846号線	上尾市今泉四丁目2番地先	上尾市向山五丁目16番地先	
21847号線	上尾市向山五丁目17番地先	上尾市向山五丁目16番地先	
21848号線	上尾市向山五丁目14番地先	上尾市向山五丁目15番地先	
21849号線	上尾市向山五丁目15番地先	上尾市向山五丁目12番地先	
21850号線	上尾市向山五丁目11番地先	上尾市向山五丁目12番地先	
21851号線	上尾市向山五丁目13番地先	上尾市向山五丁目11番地先	
21852号線	上尾市向山五丁目13番地先	上尾市壺丁目東14番地先	
21853号線	上尾市壺丁目東14番地先	上尾市壺丁目東16番地先	
21854号線	上尾市壺丁目東13番地先	上尾市壺丁目東12番地先	
21855号線	上尾市壺丁目東11番地先	上尾市壺丁目東12番地先	
21856号線	上尾市壺丁目東10番地先	上尾市壺丁目東11番地先	
21857号線	上尾市壺丁目東15番地先	上尾市壺丁目東14番地先	
21858号線	上尾市壺丁目東18番地先	上尾市壺丁目東16番地先	
21859号線	上尾市壺丁目東20番地先	上尾市壺丁目東17番地先	
21860号線	上尾市壺丁目東36番地先	上尾市壺丁目東31番地先	

2 1 8 6 1 号線	上尾市壺丁目東 2 9 番地先	上尾市壺丁目東 3 4 番地先	
2 1 8 6 2 号線	上尾市壺丁目東 3 2 番地先	上尾市壺丁目東 3 1 番地先	
2 1 8 6 3 号線	上尾市壺丁目東 3 0 番地先	上尾市壺丁目東 2 9 番地先	
2 1 8 6 4 号線	上尾市壺丁目東 2 9 番地先	上尾市壺丁目東 2 8 番地先	
2 1 8 6 5 号線	上尾市壺丁目東 3 2 番地先	上尾市壺丁目東 3 4 番地先	
2 1 8 6 6 号線	上尾市壺丁目東 3 3 番地先	上尾市壺丁目東 3 4 番地先	
2 1 8 6 7 号線	上尾市壺丁目東 2 4 番地先	上尾市壺丁目東 2 7 番地先	
2 1 8 6 8 号線	上尾市壺丁目東 2 7 番地先	上尾市壺丁目東 2 6 番地先	
2 1 8 6 9 号線	上尾市壺丁目東 2 6 番地先	上尾市壺丁目東 9 7 番地先	
2 1 8 7 0 号線	上尾市向山五丁目 5 番地先	上尾市壺丁目東 3 6 番地先	
2 1 8 7 1 号線	上尾市壺丁目東 3 7 番地先	上尾市壺丁目東 3 6 番地先	
2 1 8 7 2 号線	上尾市壺丁目東 8 番地先	上尾市壺丁目東 2 2 番地先	
2 1 8 7 3 号線	上尾市壺丁目東 5 番地先	上尾市壺丁目東 2 2 番地先	
2 1 8 7 4 号線	上尾市壺丁目東 4 番地先	上尾市壺丁目東 2 3 番地先	
2 1 8 7 5 号線	上尾市壺丁目東 2 3 番地先	上尾市壺丁目東 2 4 番地先	
2 1 8 7 6 号線	上尾市壺丁目東 1 番地先	上尾市壺丁目東 9 8 番地先	
2 1 8 7 7 号線	上尾市壺丁目東 7 番地先	上尾市壺丁目東 2 1 番地先	
2 1 8 7 8 号線	上尾市壺丁目東 8 番地先	上尾市壺丁目東 2 1 番地先	

21879号線	上尾市耆丁目東8番地先	上尾市耆丁目東5番地先	
21880号線	上尾市耆丁目東4番地先	上尾市耆丁目東8番地先	
21881号線	上尾市向山五丁目7番地先	上尾市向山五丁目8番地先	
21882号線	上尾市向山五丁目7番地先	上尾市向山五丁目6番地先	
21883号線	上尾市向山五丁目5番地先	上尾市向山五丁目6番地先	
21884号線	上尾市向山五丁目6番地先	上尾市向山五丁目4番地先	
21885号線	上尾市向山五丁目1番地先	上尾市向山五丁目3番地先	
21886号線	上尾市向山五丁目3番地先	上尾市向山五丁目2番地先	
21887号線	上尾市耆丁目東3番地先	上尾市耆丁目東23番地先	
21888号線	上尾市耆丁目東12番地先	上尾市耆丁目東20番地先	
21889号線	上尾市大字小敷谷字原通815番地先	上尾市耆丁目西11番地先	
21890号線	上尾市耆丁目南4番地先	上尾市耆丁目南1番地先	
21891号線	上尾市耆丁目北22番地先	上尾市耆丁目北24番地先	
21892号線	上尾市耆丁目東35番地先	上尾市耆丁目東33番地先	
21893号線	上尾市耆丁目東3番地先	上尾市耆丁目東3番地先	
21894号線	上尾市向山五丁目4番地先	上尾市向山五丁目4番地先	
21895号線	上尾市耆丁目南5番地先	上尾市耆丁目南5番地先	
21896号線	上尾市耆丁目南10番地先	上尾市耆丁目南10番地先	

2 1 8 9 7 号線	上尾市壺丁目南 1 2 番地先	上尾市壺丁目南 1 2 番地先	
2 1 8 9 8 号線	上尾市壺丁目南 3 2 番地先	上尾市壺丁目南 3 1 番地先	
2 1 8 9 9 号線	上尾市壺丁目東 9 番地先	上尾市壺丁目東 2 0 番地先	

議案第 4 4 号

市道路線の廃止について

別紙路線廃止調書のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾都市計画事業大谷北部第四土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1015号線	上尾市大字小敷谷字原 通820番地先	上尾市谷津二丁目65 5番地先	
1016号線	上尾市大字壺丁目字東 原141番地先	上尾市大字壺丁目字宮 前466番地先	
1058号線	上尾市大字壺丁目字宮 前413番地先	上尾市大字壺丁目字愛 宕前279番地先	
20581号線	上尾市大字小敷谷字原 通817番地先	上尾市大字壺丁目字愛 宕前327番地先	
20582号線	上尾市大字壺丁目字愛 宕前346番地先	上尾市大字壺丁目字宮 前405番地先	
20585号線	上尾市大字壺丁目字宮 前403番地先	上尾市大字壺丁目字宮 前457番地先	
20586号線	上尾市大字壺丁目字愛 宕前344番地先	上尾市大字壺丁目字愛 宕前332番地先	
20588号線	上尾市大字壺丁目字愛 宕前330番地先	上尾市大字壺丁目字中 251番地先	
20589号線	上尾市大字地頭方字三 ツ塚405番地先	上尾市大字壺丁目字中 194番地先	
20590号線	上尾市大字小敷谷字木 戸14番地先	上尾市大字壺丁目字愛 宕前262番地先	
20591号線	上尾市大字壺丁目字新 田前129番地先	上尾市大字壺丁目字新 田前70番地先	
20592号線	上尾市大字壺丁目字新 田前136番地先	上尾市大字壺丁目字新 田前137番地先	
20593号線	上尾市大字壺丁目字新 田前138番地先	上尾市大字壺丁目字新 田前100番地先	
20594号線	上尾市大字川字台辻2 87番地先	上尾市大字壺丁目字東 原186番地先	
20602号線	上尾市大字壺丁目字宮 前470番地先	上尾市大字今泉字稻荷 前258番地先	

20603号線	上尾市大字壺丁目字宮 前455番地先	上尾市大字今泉字稻荷 前255番地先	
20604号線	上尾市大字向山字新田 531番地先	上尾市大字今泉字台下 607番地先	
20605号線	上尾市大字向山字新田 539番地先	上尾市大字向山字新田 536番地先	
20606号線	上尾市大字向山字新田 543番地先	上尾市大字向山字新田 531番地先	
20607号線	上尾市大字壺丁目字東 原193番地先	上尾市大字向山字新田 542番地先	
20609号線	上尾市大字壺丁目字東 原181番地先	上尾市大字壺丁目字東 原178番地先	
20610号線	上尾市大字向山字新田 561番地先	上尾市大字向山字新田 556番地先	
20611号線	上尾市大字向山字新田 561番地先	上尾市大字川字新田 328番地先	
20612号線	上尾市大字壺丁目字東 原151番地先	上尾市大字壺丁目字東 原162番地先	
21133号線	上尾市大字壺丁目字宮 前433番地先	上尾市大字壺丁目字宮 前431番地先	

議案第 45 号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

寄附を受けた私道及び都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
10780号線	上尾市大字小敷谷字儘 上739番地先	上尾市大字小敷谷字儘 上739番地先	
21775号線	上尾市柏座二丁目23 7番地先	上尾市柏座二丁目23 8番地先	
21776号線	上尾市春日二丁目22 番地先	上尾市春日二丁目22 番地先	
40547号線	上尾市大字大谷本郷字 北久保715番地先	上尾市大字大谷本郷字 北久保715番地先	
40548号線	上尾市大字大谷本郷字 後耕地957番地先	上尾市大字大谷本郷字 後耕地957番地先	
40549号線	上尾市大字大谷本郷字 南久保422番地先	上尾市大字大谷本郷字 南久保440番地先	
51140号線	上尾市東町一丁目14 93番地先	上尾市東町一丁目14 93番地先	
51141号線	上尾市大字原市字六番 耕地1023番地先	上尾市大字原市字六番 耕地1023番地先	
51142号線	上尾市大字上尾下字陣 屋651番地先	上尾市大字上尾下字陣 屋651番地先	
51143号線	上尾市東町二丁目15 11番地先	上尾市東町二丁目15 11番地先	
51144号線	上尾市日の出三丁目4 91番地先	上尾市日の出三丁目4 91番地先	

議案第46号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和3年2月19日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

福地 輝久

○○○○○○○○○○○○○○

提案理由

公平委員会委員福地輝久氏の任期は、令和3年3月31日で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 47 号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

谷 島 大

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

教育委員会委員細野宏道氏の任期は、令和 3 年 3 月 31 日で満了となるが、後任として谷島大氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 48 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

三 角 元 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

上尾市長等政治倫理条例（令和 2 年上尾市条例第 36 号）の施行に伴い、政治倫理審査会委員として三角元子氏を委嘱することについて同意を得たので、同条例第 12 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 49 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 3 年 2 月 19 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関 根 貴 生

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

上尾市長等政治倫理条例（令和 2 年上尾市条例第 36 号）の施行に伴い、政治倫理審査会委員として関根貴生氏を委嘱することについて同意を得たので、同条例第 12 条第 1 項の規定により、この案を提出する

議案第 5 0 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

船 川 喜 正

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

上尾市長等政治倫理条例（令和 2 年上尾市条例第 3 6 号）の施行に伴い、政治倫理審査会委員として船川喜正氏を委嘱することについて同意を得たので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 1 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関 篤

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

上尾市長等政治倫理条例（令和 2 年上尾市条例第 3 6 号）の施行に伴い、政治倫理審査会委員として関篤氏を委嘱することについて同意を得たいので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 5 2 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

渡 辺 英 人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

上尾市長等政治倫理条例（令和 2 年上尾市条例第 3 6 号）の施行に伴い、政治倫理審査会委員として渡辺英人氏を委嘱することについて同意を得たので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

